お知らせ

新規雇用創出就労環境改善事業補助金

積極的に就労環境の改善に取り組む事業者に補助金を交付することで、若者等の定着につながる就労環境や女性就労者の環境改善、雇用の拡大を推進します。

対象事業者　次のいずれにも該当する事業者

- 本市内に本社または事業所を有し、労働保険および社会保険の適用事業所として届出を行っている事業者
- 令和2年4月1日以後に就業時年齢満40歳未満の者を雇用期間の定めのない正社員または正職員として新たに雇用した事業者
- 市税等の滞納がないこと

◎ハード事業

対象事業　次に掲げる事業で事業費が50万円以上のもの

- 福利厚生施設の整備（トイレ、洗面所、更衣室、シャワー室、休憩所等）

※トイレ、更衣室、シャワー室は、男女別に区分したものに限る。

- 労働時間の適正な管理に向けた設備導入（労働時間管理適正化システム等の導入）
- 職場環境改善のための設備導入（分煙設備等）

補助金の額　事業費の2分の1以内の額

補助限度額　100万円

◎ソフト事業

対象事業　事業所名入りの統一した制服または作業着の支給や貸与

補助金の額　事業費の2分の1以内の額

補助限度額　20万円

問合せ　水産商工課商工振興係　TEL76-1667

結婚新生活支援事業

結婚に伴う新生活のスタートアップに係る新居の住居費や引越費用を支援します。

対象者　令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理されている世帯で、次の要件を満たす世帯

- 令和7年1月以降、婚姻を機に市内の住居を購入・リフォーム・賃借し、当該住居の住所に住んでいること（補助対象は4月以降に支払った分）
- 夫婦の令和6年の合計所得が500万円未満であること（貸与型奨学金を返済している場合は、年間返済額を当該年度の所得から控除できます）
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
- 夫婦ともに市税等の滞納がないこと

申込期間　令和7年6月1日から令和8年3月31日まで

対象経費　結婚を機に取得、リフォームまたは賃借した住居に係る費用（賃借の場合は敷金・礼金・共益費・仲介手数料・3カ月分の家賃、購入の場合は住宅購入費、リフォームした場合はリフォーム費を含む）および引越費用

※上限30万円（夫婦ともに29歳以下の場合は上限60万円）

問合せ　企画調整課政策推進係　TEL76-1090

個人事業創業スタートガイドセミナー

鹿児島県よろず支援拠点による個人事業創業スタートガイドセミナーを開催します。

個人事業で創業するには何が必要なのか、初めて創業向けセミナーを受講する方も安心できるよう、分かりやすい言葉でお伝えします。また、セミナー終了後、午後3時から30分間相談会を行いますので、ぜひご参加ください。

日時　5月28日（水）　午後2時～3時30分（受付は午後1時30分からになります）

会場　市民会館第2会議室

対象　枕崎市の方で創業予定の方、創業後3年以内の事業者

定員　15名（要予約）

参加費　無料

申込方法　二次元コードまたは電話（TEL76-1667）で申し込みください。

▲申し込みフォーム

申込締切　5月25日

問合せ　水産商工課商工振興係　TEL76-1667、鹿児島県よろず支援拠点　TEL099-219-3740

5月1日～31日は水防月間

梅雨を控え、水害から大切な生命や財産を守るための月間です。日頃の十分な備えと、一人一人の水防に対する心構えが被害を最小限にくい止めます。水防活動にご協力をお願いします。

市内の1時間雨量、主要河川の水位の状況等を南薩地域振興局管内河川情報テレホンサービス（TEL099-214-7070）で知ることができます。また、県河川砂防情報システムで県内各地の降水量、土砂災害危険指標などの情報を確認できます。

▲県河川砂防情報システム

問合せ　建設課土木係　TEL76-1217

5月21日～6月20日は河川愛護月間

5月21日から6月20日までを河川愛護月間とし、県下一斉に河川愛護運動を実施しています。この運動は、多くの県民の皆さんに川を大切にし、また、川をきれいにする河川愛護作業に参加してもらうことによって、美しい郷土づくりを実現しようとするものです。皆さんの近くを流れる川はきれいですか。川は私たちみんなのものです。川にゴミや空き缶などを投げ捨てないようにしましょう。

地域で行われている川の清掃作業に自主的に参加し、運動の成果が上がるようご協力をお願いします。また、各地域や公民館での取り組みもお願いします。

問合せ　建設課土木係　TEL76-1217

戦没者等のご遺族の皆さんへ（第十二回特別弔慰金）

特別弔慰金は、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、支給するものです。福祉課社会係で手続きを行ってください。

支給対象者

令和7年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、先順位の遺族1人

※遺族とは、戦没者等の死亡当時においてすでに生まれていた遺族（子は胎児も含む）で、三親等内の親族に限られ、法律により支給順位や要件が定められています。

支給内容　額面27万5千円、5年償還の記名国債（無利子）

請求期間　令和10年3月31日まで

主に必要な書類等

- 請求書類等（福祉課窓口で受け取ることができます）
- 戸籍書類等（請求者の状況により、提出書類が異なります）
- 本人確認書類（マイナンバーカード、健康保険証等）

お願い

- 請求期間を十分にとっていますので、慌てず、時間に余裕をもってお越しください。
- 実際に特別弔慰金を受け取ることができるのは、令和8年度からになります。

問合せ　福祉課社会係　TEL76-1058

募集

障害者訓練生

【パソコン基礎科（南さつま）3カ月コース】

訓練内容

- パソコン操作を通じて情報の活用や事務処理能力の技術習得
- 定時に行動を継続できる生活リズムの構築や集団で活動に取り組む中で必要とされるコミュニケーション能力の獲得
- 就労に向けた必要な知識や基礎的技法の習得

募集期間　5月28日（水）～7月28日（月）

募集定員　6名（応募者が少ない時は、訓練を実施しない場合があります）

受講料　無料（教材費5020円は自己負担となります）

訓練期間　9月2日（火）～11月28日（金）　午前9時30分～午後3時（土、日、祝日は原則休講）

場所　地域生活支援センター ふう

応募資格

- 障害がある方で、早期の就職や再就職を目指す方
- 公共職業安定所から受講あっせんを受けられた方

※就労支援事業所等で支援を受けている方も受講可能です。

選考日（面接）　8月8日（金）

問合せ　鹿児島障害者職業能力開発校　TEL0996-44-2206

税務職員採用試験受験者

人事院九州事務局と熊本国税局では、税務職員採用試験（高卒程度）の受験者を募集しています。

採用試験に合格し採用されると、全員が税務大学校に入校し、1年間、税務職員として必要な専門知識を修得するための研修を受けることになっています。その後、税務署に配属され、国税の仕事に従事することになります。

申込受付期間は6月13日（金）～25日（水）です。受験資格等および受験申込の詳細は、人事院ホームページをご覧いただくか、次へお問い合わせください。

問合せ　人事院九州事務局　TEL092-431-7733、熊本国税局人事第二課試験研修係　TEL096-354-6171（内線6046）

▲採用情報

イベント

蔵多山に登ろう（まくらざき探検隊第20回企画ツアー）

開催日　5月18日（日）　※予備日＝5月25日（日）

集合時間・場所

(A)本格コース　午前8時30分　田布川集合

(B)かんたんコース　午前10時　金山バス停集合

※正午頃、頂上で昼食（弁当の予約賜ります）、14時頃解散

※参加者には当日の詳細をお伝えします。

募集人員　20名

参加費　大人＝千円、中学生以下＝500円

申込締切　5月13日（火）

問合せ・申込み　TEL090-9078-3276（田中）

消費生活メモ

購入確定の前には解約方法もよく確認

SNSの動画を見て健康食品を注文したら、定期購入だった。解約しようと電話をしたところ2回目の商品が届いてからでないと解約できないと言われた。2回目の商品が届いたので電話をするとSNSやメールで問い合わせるようにというガイダンスが流れるのみだった。SNSで解約の申し出をしたが、何度も同じことの繰り返しになって解約できない。

▼定期購入の場合、解約方法がメールだけの場合やアプリでの手続きなどを指定される場合があります。購入する際は、解約条件や方法、事業者の連絡先、定期購入かどうかなどをよく確認しましょう。ネット通販にはクーリング・オフ制度はありません。

スマホ等の操作に自信がない方は、事業者が指定する解約方法を自力ですることができるかも事前によく確かめましょう。

メールの返信がなかなか来ない場合もあります。解約の期日までに事業者に連絡がつかない不安がある場合は、メールの送信履歴など連絡した証拠を残し、事業者が指定する手段で解約を申し出ようとしたことを、証明できるようにしておきましょう。

困ったときは、消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

消費生活に関するトラブルのご相談は枕崎市消費生活センター（市役所内）まで。
TEL72-1111　内線329
※8:30～12:00、13:00～17:15